

独立行政法人大学入試センター顧問設置規則

〔平成13年4月1日〕
規則第3号

改正 平成14年3月29日規則第11号

改正 平成19年2月22日規則第1号

独立行政法人大学入試センター顧問設置規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)に、顧問を置くことができる。

(任務)

第2条 顧問は、理事長の諮問に応じ、センターの運営等に関して助言を行う。

(委嘱)

第3条 顧問は、大学入学者の選抜に関し高い学識を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(顧問の任期)

第4条 顧問の任期は、2年とする。ただし、任期を満了する日が年度の途中になる場合は、在任期間が1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(顧問会議)

第5条 理事長は、必要に応じ、顧問会議を開催することができる。

2 顧問会議は、顧問で構成し、理事長が招集する。

(庶務)

第6条 顧問及び顧問会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年2月22日から施行する。